

令和3年度 主な事業の要求・査定状況

※主な事業とは、市が実施しようとする新規事業・投資的経費等を中心に抜粋したもので、市が行う全ての事業を掲載したものではありません。

建設部

(単位:千円)

担当課	小事業	要求額	要求内容	査定額	査定理由
土木管理課	地籍調査事務経費	58,055	市街地の人口集中地区において地籍調査を行う。	58,055	A
道路インフラ保全課	定期点検事業経費	16,000	橋梁・トンネル等の定期点検を実施する。	16,000	A
道路インフラ保全課	橋梁耐震補強事業	437,000	災害時において、緊急輸送道路の通行機能を確保するため、橋梁の耐震補強を実施する。	437,000	A
道路インフラ保全課	橋梁長寿命化修繕事業	115,000	定期点検の結果に基づき、橋梁の長寿命化修繕を実施する。	115,000	A
道路インフラ保全課	道路橋梁新設改良単独事業	48,000	橋梁の耐震補強に向けた予備設計等を実施する。	48,000	A
道路インフラ保全課	無電柱化推進単独事業	20,000	六条奈良阪線、三条線の電線を地中化することに伴う工事費など	15,000	D
道路インフラ保全課	無電柱化推進補助事業	130,000	六条奈良阪線の電線を地中化することに伴う工事費など	130,000	A
道路維持課	職員貸与被服経費	317	新型コロナウイルス感染症対策に伴う熱中症リスク軽減のためのファン付上着の購入	255	B
道路維持課	街路灯LED化	85,000	ハイウェイ灯等道路照明としての街路灯のLED化を行う。	85,000	A
道路維持課	交通安全施設整備単独事業	10,000	交差点において、自動車等が通行する際に一旦停止しても非常に見えにくく危険な箇所での交通事故を防ぐため、カーブミラーを設置する。	6,000	B
道路建設課	道路橋梁新設改良補助事業	333,000	西ノ京六条線、西ノ京西南北線、新県立奈良病院アクセス道路、のぼりを線工事費、委託料、用地費など	276,000	B
道路建設課	道路橋梁新設改良単独事業	676,646	一本松小倉線ほか 工事費、測量設計委託料、用地取得費など	450,000	B
道路建設課	舗装新設事業	14,500	未舗装の市道等の舗装新設	10,000	B
道路建設課	交通安全施設整備単独事業	111,900	交通安全施設整備・歩道安心安全整備に係る工事費、設計委託費、交通安全啓発看板設置など	101,000	B
道路建設課	通学路整備事業	30,000	通学路に係る歩道等の整備(通学路緊急合同点検対策工事等)	28,500	B
道路建設課	道路排水施設改良事業	36,000	道路排水施設の容量不足により降雨時に住宅地が浸水する地域における道路排水施設改良に係る工事費、測量設計委託費	23,000	D
道路建設課	街路事業	924,753	国の交付金等を活用し、都市計画道路の整備を図る。大和中央道(敷島工区)、六条奈良阪線他の街路改良工事費、用地取得費、設計(調査)委託費など	883,500	B
河川耕地課	県営ほ場整備事業	16,216	優良集团的農地の確保と生産性の向上、担い手の育成を目指し、県営でほ場整備事業を行う。	9,086	F
河川耕地課	排水路整備事業	2,000	農業用排水路の整備を行うことにより用排水路の荒廃を防ぎ、用水の確保を行い農業の生産性向上を図る。	2,000	A
河川耕地課	農道整備事業	14,672	農道等の整備を行うことにより、機械の導入を容易にし、農業の振興と生産性向上を図る。	9,600	B
河川耕地課	市単独土地改良整備補助事業	6,300	農業用施設(水路・ため池・農道等)の整備・改修等に対して補助を行い、耕作条件の改善と生産性向上を図る。	6,300	A
河川耕地課	農業用ため池耐震調査事業	135,000	農業用ため池の適正管理のため、地震によるため池の決壊の危険性等の調査を実施する。	0	F
河川耕地課	農業用ため池防災安全対策事業	10,000	災害が発生するおそれのある農業用ため池の整備を行うことにより、災害の未然防止を図る。	10,000	A
河川耕地課	普通河川改修事業	109,200	大雨などによる被害を最小限にするため、河川改修等の整備を行う。	109,000	B

河川耕地 課	普通河川浚渫事業	31,000	大雨などによる被害を最小限にするため、河道内に堆積した土砂の浚渫を行う。	10,000	D
河川耕地 課	浸水対策事業	13,200	集中豪雨等による浸水被害箇所の浸水対策を行う。	12,000	B
河川耕地 課	都市下水路整備事業	2,000	陥没被害箇所の補修等整備を行う。	2,000	A

査定理由 A: 要求どおり全額を認めているもの

B: 単価・数量・金額を精査し、所要額を予算措置したもの

C: 実施方法の変更や内容の見直しを行い、所要額を予算措置したもの

D: 優先順位をつけ、一部もしくは全部を次年度以降に先送りしたもの

E: 実施時期・事業効果の検討等、内容調整が必要と判断したもの

F: 国の補正予算を活用して、一部もしくは全部を令和2年度に前倒ししたもの